

議案第87号

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部改正について

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例（平成20年静岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第5条関係」を「第3条、第5条関係」に、「井川中学校入口」を「井川小中学校入口、井川小中学校前」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。